

の契約違反として授業期間一日四十鐘宛の損害賠償請求の手
段に出でんとしたのである。
かくて双方の態度強硬となりたる儘一時相對峙したるも、
願弟側にては其後遂に何等の交渉に出でず他に徒弟就職の選
動をなし六月より七月に亘り殆んど就職をなしたるものゝ如
く、一方事業主に於ても亦徒弟側より何等要求し來らざるを
以て積極的に抗争するの態度もなく、龍頭龍尾自然消滅とな
つた模様である。

○添付書類

師弟約定證書

師 弟 約 定 證 書

縣 市 町 村

番 地

年 月 日 生

右者今般貨殿と師弟の約定を爲し長物裁縫修業致度就ては年限中
左の條々を約定し堅く相守可申候

第一條 修業年限を昭和 年 月 日より昭和 年 月 日

迄滿ヶ年間とし萬事貴殿の指揮に隨ひ無怠慢修業致可申は勿
論一身一家に關する非常の病災を除く外決して利己の爲契約を
違變仕間敷候事

第二條 修業年限中は不正實の行爲に依り生ずる損害金は勿論中
途解約又は逃走失跡したる時は修業日數一日に付金四拾鐘宛の
損害金を約定主及身元引受人に於て連帶責任を以て即時賠償可